

差 止 請 求 書

令和5年9月9日

〒004-0022

札幌市厚別区厚別南2丁目10番26号

株式会社ケイアイ

代表取締役 飯島 圭司 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理 事 長 松 久 三 四 彦

電 話 0 1 1 - 2 2 1 - 5 8 8 4

F A X 0 1 1 - 2 2 1 - 5 8 8 7

謹啓

当法人は消費者契約法13条に定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人は、貴社に対して、消費者契約法41条1項に基づく事前の差止請求として、下記のとおり、請求いたします。請求の要旨及び紛争の要点の内容は本書面に記載のとおりです。本書面が貴社に通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当法人は、本請求に係る訴えを提起することができます。

本請求に対する貴社のご対応につきまして、本書面が貴社に到達した後1週間以内に当法人宛てに文書にてご回答くださいますよう、お願いいたします。

なお、本請求に対する貴社からの回答の有無及び回答内容は消費者契約法に従って公表いたしますので、ご了承ください。

記

第1 訴え提起予定の裁判所

札幌地方裁判所

第2 請求の要旨

当法人は、貴社（以下「被請求人」といいます。）に対して、大要、以下の請求をします。

1 被請求人は、消費者との間で請負契約を締結するに際し、別紙契約条項目録1ないし4の内容を含む意思表示を行ってはならない。

2 被請求人は、前項の意思表示が記載された契約書書式及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。

第3 紛争の要点

紛争の要点は、下記のとおりである。

記

第1 不当な契約条項その1

1 ③【作業期間および回数】第1項において、作業期間における排雪回数の作業予定は大雪、異常気象、天災等の原因により回数変動することがあるが、被請求人は、契約者に対する作業料金の返金をしないものとしている（別紙契約条項目録1記載の内容の契約条項。以下「本件契約条項1」という。）。

本件契約条項1は、以下のとおり、消費者契約法10条に該当する。

2 有償による排雪作業は、民法上の請負契約と解されるところ、民法634条1号は、請負人が注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができると規定している。これによると、請負人が注文者から前払いで請負代金を受領した場合、その請負代金のうち、既に仕事を履行した部分に相当する額は報酬として取得できるが、反面、未履行部分についての報酬請求権はないことから、未履行部分に相当する額は返還することを要する。

また、民法536条1項は、契約当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなった場合、債権者は、反対給付の履行を拒むことができると規定している。これによると、注文者及び請負人双方の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合、注文者は、請負代金の支払を拒むことができる。

そうすると、本件契約条項1は、大雪、異常気象、天災等、注文者の責めに帰することができない事由によって作業期間における排雪回数が予定よりも少なくなった場合に、事業者である請負人がその少なくなった分の作業料金を返金しないとしている点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である注文者の権利を制限し又は義務を加重している。

3 そして、本件契約条項1は、注文者の責めに帰することができない事由によって排雪回数が予定よりも少なくなり請負人がその分の仕事をしなかったにもかかわらず、その少なくなった分についても注文者に請負代金の支払義務を負わせるものであり、著しく不当である。

また、請負人であり事業者である被請求人と注文者である個々の消費者の間には、請負契約の締結に関して構造的な交渉力の格差があり、消費者が本件契約条項1の不当性を指摘し、被請求人との交渉によってそれを是正させることは極めて困難である。

4 したがって、本件契約条項1は、消費者である注文者と事業者である被請求人との間に看過し得ない不均衡をもたらし、当事者間の衡平を害するものであるから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害す

るものというべきである。

5 よって、本件契約条項1は消費者契約法10条に該当し、無効である。

第2 不当な契約条項その2

1 ⑥【障害物等について】第10項本文において、被請求人は、歩道等の劣化した箇所（アスファルト、インターロッキング等）の損傷に対して一切の責任を負わないものとしている（別紙契約条項目録2記載の内容の契約条項。以下「本件契約条項2」という。）。

本件契約条項2は、以下のとおり、消費者契約法8条1項3号に該当する。

2 排雪作業の請負人がその債務の履行に際して、物の破損等の不法行為により注文者に損害を与えた場合、民法709条等の規定により、請負人はその損害を賠償する義務がある。

3 本件契約条項2が対象としているものは歩道等の劣化した箇所の損傷であるが、劣化しているが故に損傷しやすいとしても、請負人の不法行為による責任の一切を否定する理由とはなり得ない。

4 よって、本件契約条項2は、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する規定であり、消費者契約法8条1項3号に該当し、無効である。

第3 不当な契約条項その3

1 ⑥【障害物等について】第10項の※部分の但書において、排雪作業時における被請求人の責任による破損等については、被請求人の判断基準にて補償するものとしている（別紙契約条項目録3記載の内容の契約条項。以下「本件契約条項3」という。）。

本件契約条項3は、以下のとおり、消費者契約法8条1項3号及び4号に該当する。

2 前述のとおり、排雪作業の請負人がその債務の履行に際して、物の破損等の不法行為により注文者に損害を与えた場合、請負人はその損害を賠償する義務がある。

3 ところが、本件契約条項3は、被請求人の責任による破損等の補償を被請求人自らの判断基準によって行うものとしており、これは、補償内容のみならず、補償の要否も被請求人が判断するとの趣旨であると解される。つまり、本件契約条項3は、客観的には事業者に不法行為責任がある場合であっても自己の判断基準で責任を負わないことを決定する権限や、責任を負うとする場合でも自己の判断基準で損害賠償の内容を決定する権限を、当該事業者に付与するものといえる。

4 よって、本件契約条項2は、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の有無を決定する権限を当該事業者に付与している点において消費者契約法8条1項3号に、その責任の限度を決定する権限を当該事業者に付与している点において同項4号にそれぞれ該当し無効である。

第4 不当な契約条項その4

- 1 ⑥【障害物等について】第11項において、補修の必要性は、事業者である被請求人が判断するものとしている（別紙契約条項目録4記載の内容の契約条項。以下「本件契約条項4」という。）。
本件契約条項4は、以下のとおり、消費者契約法8条1項3号及び4号に該当する。
- 2 本件契約条項4については、その補修の対象となっているものが必ずしも明確でなく、「補修」という用語を用いているのは第10項のみであるので同項を念頭に置いた規定と理解する余地もあるし、⑥【障害物等について】全体にかかる規定ということも考えられるところであるが、いずれにせよ、これらの場合における補修の必要性を被請求人の判断に委ねているものと解される。
- 3 そうすると、本件契約条項4は、本件契約条項3と同様に、客観的には事業者には不法行為責任がある場合であっても自己の判断で責任を負わないことを決定する権限や、責任を負うとする場合でも自己の判断で損害賠償の内容を決定する権限を、当該事業者に付与するものといえる。
- 4 よって、本件契約条項4は、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の有無を決定する権限を当該事業者に付与している点において消費者契約法8条1項3号に、その責任の限度を決定する権限を当該事業者に付与している点において同項4号にそれぞれ該当し無効である。

謹白

(別紙) 契約条項目録

(③【作業期間および回数】第1項)

1 排雪回数の作業予定は大雪、異常気象、天災等の原因により回数変動することがあり、また、作業頻度のサイクルは大雪、天災、交通・道路状況等により作業に著しく影響が大きい状況や状態の場合は相当な遅れが生じることがあるが、作業料金の返金はしないものとする。

(⑥【障害物等について】第10項本文)

2 歩道の劣化した箇所(アスファルト、インターロッキング等)の損傷に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(⑥【障害物等について】第10項※部分のただし書)

3 被請求人の責任による損傷等については、被請求人の判断基準にて補償するものとする。

(⑥【障害物等について】第11項)

4 補修の必要性は被請求人の判断とする。